

京都市消防局訓令甲第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第26条の見出し中「防火管理者」の右に「及び統括防火管理者」を加え、同条第1項中「第4条第1項」を「第3条の2第1項」に、「資格者別」を「資格者」に、「第4条第2項」を「第3条の2第2項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 署長は、規則第4条の2第1項に規定する選任の届出にあつては、統括防火管理者選任（解任）届出書に別表第2の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を統括防火管理者の資格を証する書面として、規則第4条の2第2項の規定により添付させなければならない。

第27条第1項中「市規則」を「京都市火災予防規則（以下「市規則」という。）」に改める。

第38条の見出し中「防災管理者」の右に「及び統括防災管理者」を加え、同条第1項中「第4条第1項」を「第3条の2第1項」に、「資格者別」を「資格者」に、「第4条第2項」を「第51条の9において準用する規則第3条の2第2項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 署長は、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項に規定する選任の届出にあつては、統括防災管理者選任（解任）届出書に別表第2の3の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を統括防災管理者の資格を証する書面として、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第2項の規定により添付させなければならない。

第67条の見出し中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例等」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例等」に改め、同条中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第12条関係）

査察結果通知書

様	年 月 日
	消防署 課
	査察員
	連絡先（ 電話 — ）

あなたが されている次の防火対象物について、消防法 第4条 の規定に基づく
第16条の5
 立入検査を 年 月 日に実施したところ、次のとおり消防法令違反又は火災予防上の
 不備事項が認められましたので、速やかにこれを改修してください。
 なお、当該不備事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日まで
 に京都市 消防署長に提出してください。

防火対象物	名 称	
	所 在 地	

番号	棟等名称	消防法令違反又は火災予防上の不備事項の内容

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 消防法令違反又は火災予防上の不備事項には、番号が付してあります。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局予防部)